令和８年７月１３日　第７回定例会資料

報告事項３

令和８年度第１回徳島県いじめ問題等対策審議会の議事内容について

いじめ・不登校対策課

令和８年度第１回徳島県いじめ問題等対策審議会について

１　開催日　令和８年６月２日（火）午前１０時から正午まで

２　本審議会の目的等

（1）平成２５年に制定された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき設置

（2）「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づくいじめの防止等について調査審議を実施

（3）学識経験者、保護者、関係行政機関職員、公募選考者等１５名を委員として委嘱し、年２回開催

３　内容

（1）協議内容

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、認知したいじめを重大化させないための具体的な方策について、様々な立場から意見交換

（2）各委員からの意見

・　いじめの聞き取りの際、教員は子どもの感情を受け止めつつも断定的な言葉を使わずに客観的な事実確認を行うことが重要であり、こうした初期対応のスキルを教員間で共有し、組織としての対応力を高める必要がある。

・　学校だけで問題を抱え込まず、早い段階で弁護士や警察、児童相談所などの関係機関と連携すること、保護者からの厳しいクレームや深刻なトラブルなど、精神的な負担が大きい業務にあたる教職員自身のメンタルサポート体制を整備することが重要である。

・　いじめを表面的な解決で終わらせず、子どもが発するSOSのサインの背景にある「原因」にアプローチし、子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えることが大切である。

・　SNSでのいじめを完全に防ぐことは簡単ではない。そのため、単に使用を禁止するだけでなく、保護者がいじめの複雑な現状や正しい対応策を学ぶことができる勉強会などを増やす必要がある。

・　スクールカウンセラーが相談の入り口となり教員と連携することに加え、いじめ行為が止んだ後も被害者の苦痛は続く場合があるため、学校は「解決した」と急がずに、継続して心のケアや見守りを行う体制が必要である。

（3）今年度の取組

すべての教職員のいじめ対応力向上を図るため、先日の審議会における委員の意見を反映し、学校現場で実際に起こり得る事例等を基にしたe-ラーニングのプログラム作成に取り組む。なお、具体的な内容については、いじめ問題等対策検討部会での協議を経て決定し、年度内に研修を実施する。

文部科学省 令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（徳島県関係）

1　いじめ

① いじめ認知件数の推移（国公私立小・中・高等・特別支援学校の調査結果）　（単位：件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小 学 校	１，７４５	１，９７４	２，３９３	１，９８７	２，４２３
中 学 校	５１５	５４６	５１３	５２６	５７４
高等学校	６４	３９	２５	３０	３５
特別支援学校	２２	３４	２７	１７	３
県 合 計（千人当たり件数）	2,346（32.8）	2,593（36.9）	2,958（42.8）	2,560（37.6）	3,035（45.3）
全国合計（千人当たり件数）	517,163（39.7）	615,351（47.7）	681,948（53.3）	732,568（57.9）	769,022（61.3）

② 重大事態発生件数の推移（国公私立小・中・高等・特別支援学校の調査結果）　（単位：件）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
県	発生件数	０	０	３	５	５
	1号重大事態（生命心身財産）	０	０	１	０	３
	2号重大事態（不登校）	０	０	３	５	３
全国	発生件数	５１２	７０５	９１９	１，３０６	１，４０５
	1号重大事態（生命心身財産）	２３８	３５０	４４５	６４８	７６８
	2号重大事態（不登校）	３４５	４２８	６１６	８６４	８９７

※１件の重大事態が第１号・第２号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上

③ 徳島県におけるいじめの解消率（国公私立小・中・高等・特別支援学校の調査結果）

令和６年度 国公私立学校	いじめ	
	認知件数（千人当たり件数）	解消率（%）
徳島県	４５．３	８８．４
全国平均	６１．３	７６．１
令和６年度全国順位（徳島県）	１６位	３位

2　不登校

① 小学校・中学校における不登校児童生徒数の推移（国公私立小・中学校の調査結果）　（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
小 学 校	３２１	３７４	４７７	５５３	５７３
中 学 校	６９３	９５３	１，０８８	１，２０９	１，２４１
県合計（千人当たり人数）	1,014（19.3）	1,327（25.5）	1,565（30.5）	1,762（34.8）	1,814（36.5）
全国合計（千人当たり人数）	196,127（20.5）	244,940（25.7）	299,048（31.7）	346,482（37.2）	353,970（38.6）

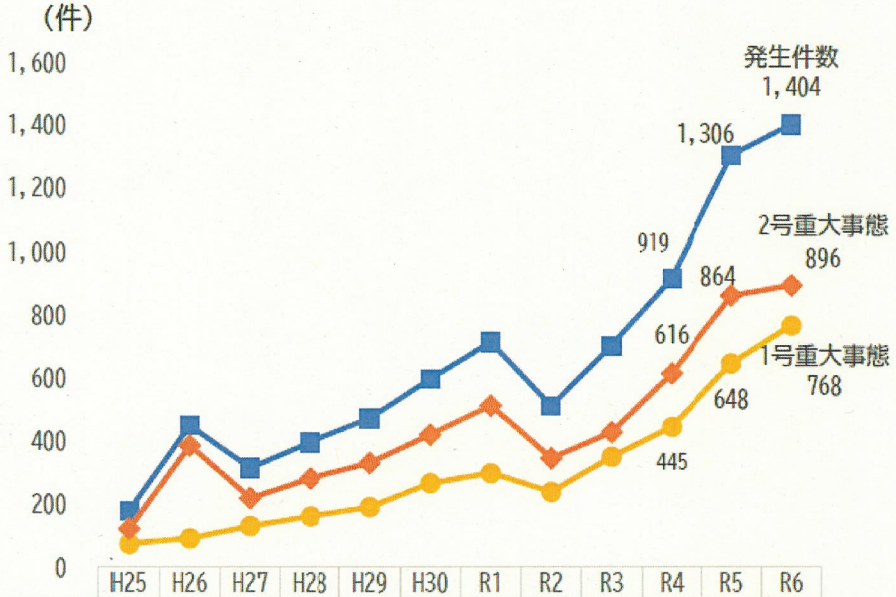
② 高等学校における不登校生徒数の推移（国公私立高等学校の調査結果）　（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
県合計（千人当たり人数）	１６０（9.0）	１４７（8.6）	１７１（10.3）	１８８（11.6）	２２２（13.8）
全国合計（千人当たり人数）	43,051（13.9）	50,985（16.9）	60,575（20.4）	68,770（23.5）	67,782（23.3）

いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、1,404件（前年度1,306件）であり過去最多となったものの、前年度からの増加率は7.5%（前年度42.1%）となり、前年度から低下した。
- うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは768件（前年度648件）、同項第2号に規定するものは896件（前年度864件）であった。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	179	449	314	396	472	598	716	512	705	919	1,306	1,404
1号重大事態	75	92	130	161	190	266	298	238	350	445	648	768
2号重大事態	122	385	219	281	330	420	513	345	428	616	864	896

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとすると規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数（校）	537	466	238	13	1,254
重大事態発生件数（件）	586	543	262	13	1,404
うち、第1号	296	297	167	8	768
生命	17	46	31	1	95
身体	51	62	22	3	138
精神	198	173	104	4	479
金品等	30	16	10	0	56
うち、第2号	415	322	149	10	896

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、

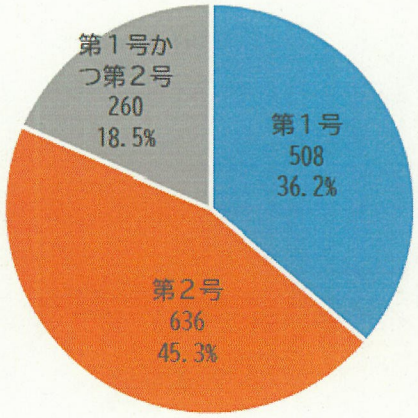
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

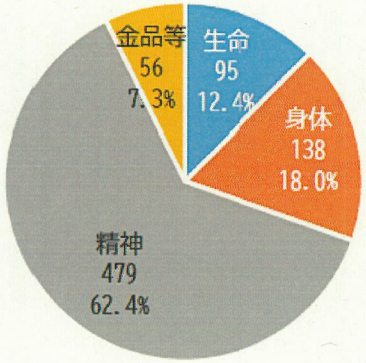
である。

いじめの重大事態について

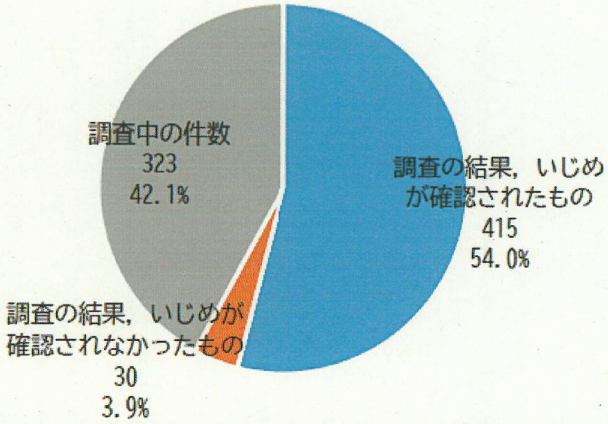
「重大事態」の発生件数 (件)



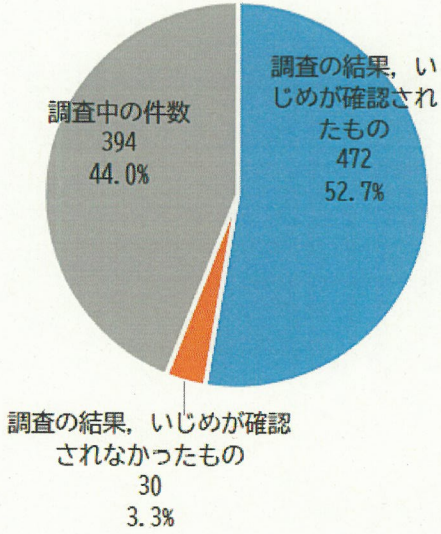
第１号事案における重大な被害の態様 (件)



第１号事案における調査状況 (件)



第２号事案における調査状況 (件)

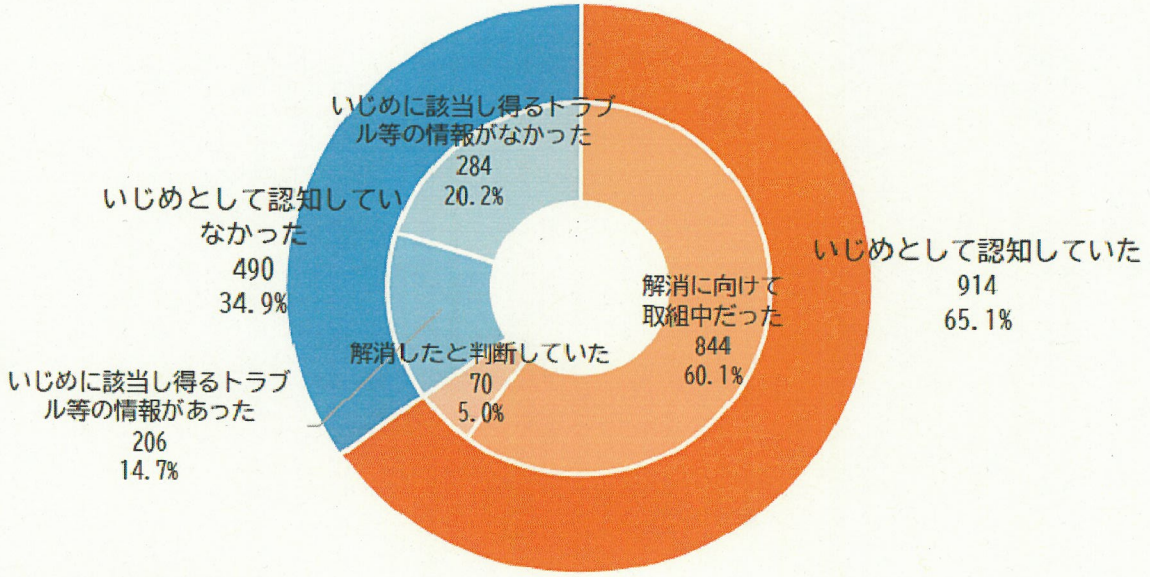


- 重大事態における第1号事案の割合は54.7%であった。(第2号事案との重複を含む。)
- 重大事態における被害の態様としては、精神的苦痛によるものが最も多く、全体の62.4%を占めており、次いで身体、生命、金品等の順となっている。
- 第1号事案の重大事態調査により、「いじめが確認されたもの」の割合は、54.0%、第2号事案においては、52.7%であった。「いじめが確認されなかったもの」の割合は第1号事案においては3.9%、第2号事案においては3.3%であった。
- 調査中の割合は、第1号事案においては42.1%、第2号事案においては44.0%であった。

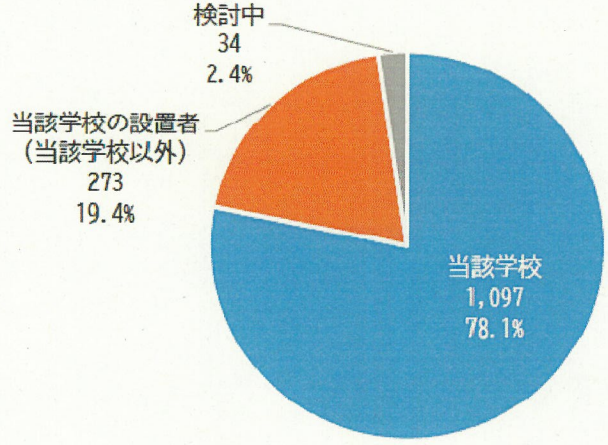
※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

いじめの重大事態について

「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況　（件）



「重大事態」の調査主体別件数　（件）



- 「重大事態」のうち、65.1%は既にいじめとして認知していた。
- 重大事態調査の調査主体のうち、78.1%は当該学校が占めていた。